

## 意 見

私たちは「本都市計画に区域区分を定めない」という方針決定の変更を求めます。

区域区分を定めないとする根拠について再考し、白馬村都市計画に区域区分を定めることにより、地域の景観、経済、更には住民自治の保全を図ってください。

1. 村内人口は微減状態にありますが、海外からの投資による開発が増加傾向にあります。そして、この投資は、既にニセコにも見られるように、個人から企業へと移行してきています。投資のために、村内の複数地域には市街地拡大の傾向が見られます。
2. 海外資本による投資目的の開発は、長い歴史の中で育んできた地域固有の景観を一変させています。開発されるほとんどの施設は冬期間のみの季節稼働となり、冬期間以外の季節には通年営業している、長年地域に根ざした営業施設にとっての迷惑施設ともなります。更には、地域の自治組織運営にも大きな障害をもたらします。

因みに、これらの投機目的の営業施設の多くは地域に経営組織本体の住所を置いていないために、これら施設が生み出す営業利益は税金などによって地域に還元されることはありません。

長野県景観条例と景観育成住民協定、また、白馬村環境基本条例・白馬村環境基本条例施行規則・白馬村開発指導要綱などでは、急激かつ無秩序な市街化が進展する恐れのある、これらの投資に対して有効な手立てを施すことが不可能となってきています。早急に適正な区域区分を定めなければ、周辺環境との調和したまちづくりを進めることができません。

1998年冬季オリンピック開催地という国際ブランドを持つ白馬村です。ニセコに例を見るまでもなく、海外企業による投資を目的とした大規模な開発をも想定しての地域づくりが求められています。これらの開発に対して、白馬村の理念だけでは無秩序な市街化を防止することは不可能です。都市計画区域の中に都市計画法の下に、市街化区域と市街化調整区域を定め、建物のみならず、観光立村の大きな財産である農地、林地を含む自然環境を保全するため、早急に線引きをすることが必要です。